

# 定禅寺通再整備方針（概要版）

（1/4）

令和5年3月 仙台市

## 【定禅寺通再整備方針とは】

- 定禅寺通エリアの活性化に向けて、公共空間を活用した賑わいや交流の創出など、官民連携による活性化の取り組みの促進を目的とし、定禅寺通（市道定禅寺通線、約0.71km）の再整備の方向性や考え方等を示すもの

## 【背景・経緯】

- 都心部における仙台駅周辺への人の流れ・賑わいの集中
- 国分町や一番町も含む定禅寺通エリアの活力低下の懸念
- 公共施設の建替え・再整備
- 民間主体のまちづくり機運の高まり
- 勾当台・定禅寺通エリアビジョン策定（市、令和3年5月）
- 定禅寺通エリアまちづくりビジョン2030策定（定禅寺通活性化検討会、令和4年3月）



## 【定禅寺通エリアの特徴】

### 〈個性・強み〉

- 仙台を代表する豊かな公共空間（美しい4列のケヤキ並木や中央緑道など）
- 市民協働によるまちづくりの歴史と継承
- 文化芸術の活動やイベントの舞台
- エリア内やエリア周辺に多く居住者・従業者が存在
- 日常的な賑わいの創出と都市機能の高質化



### 〈課題〉

- 日常的な賑わいの創出と都市機能の高質化

## 【再整備の主な内容】

- ケヤキは現位置で保存、ケヤキの生育環境に配慮
- 車線削減を行い片側2車線化（一部片側1車線化）
- 交差点形状の変更（スクランブル化等）
- バスペイ、タクシー乗場、停車・荷捌きスペースの設置
- 車道上に自転車専用通行帯を整備
- 歩道及び中央緑道における滞在・利活用空間の拡大・整備
- 照明、イベント用電源・給排水設備等の整備 など



図：定禅寺通再整備における車線構成

## 【定禅寺通再整備のスケジュール（予定）】※

- 令和5年度：測量・調査・設計
- 令和6～9年度：工事

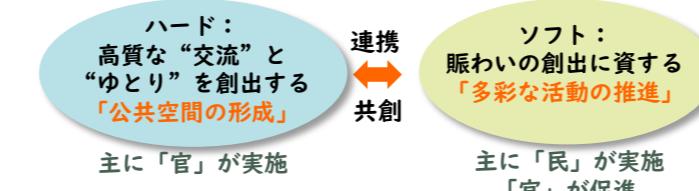
※今後の調査結果や関連事業との調整等により、変更となる場合がある

## 【目指す定禅寺通の姿】

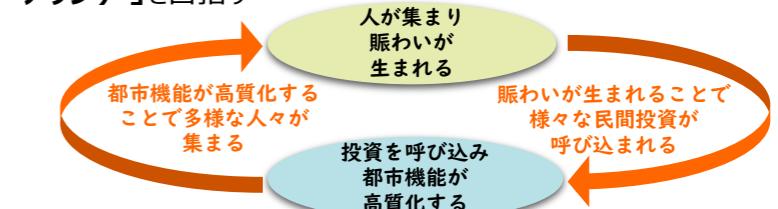
- 近隣の居住者や従業者の他、多様な人々が日常的に訪れ、美しいケヤキ並木のある豊かな公共空間で時間を過ごし、楽しむことができるエリア
- 市民協働や文化芸術の舞台として、多様な人々が様々な挑戦を行う場となり、市民活動やクリエイティブな活動が日常的に展開されるエリア

## 【活性化の方向性】

- 「公共空間の形成」と整備された空間における「多彩な活動の推進」を両輪で推進



- 道路空間再整備をきっかけとした「活性化の好循環（スパイラルアップ）」を目指す



## 【再整備の方向性】

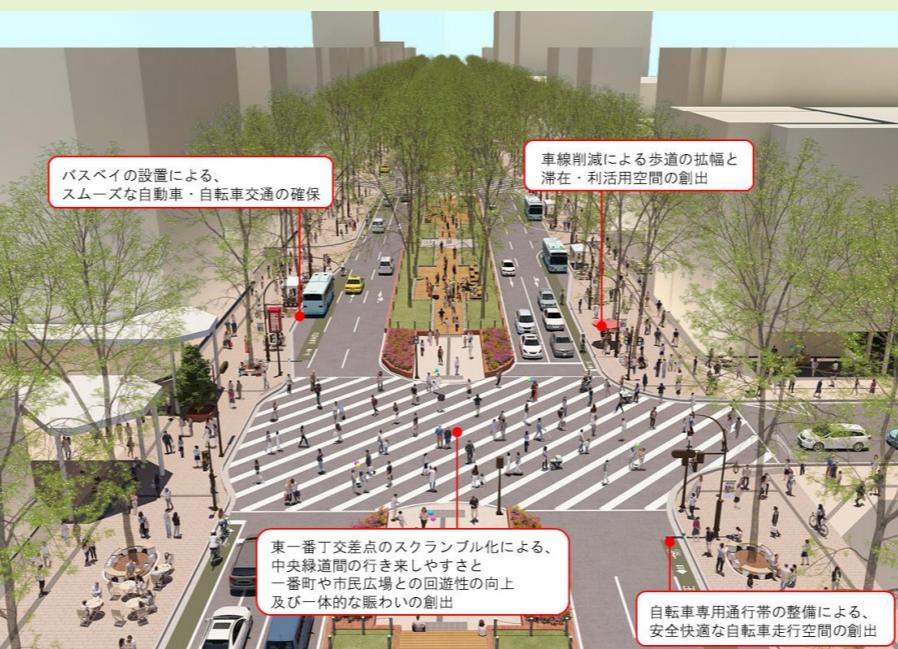
### 〈エリア全体の方向性〉

- 歩行者が安全・快適に通行・滞在でき、豊かな時間を過ごすことができる「ひと中心の空間」への転換
- 利活用しやすい広い空間・設備が整った、**多様なアクティビティが生まれる環境づくり**

### 〈ゾーンとスポット〉

- 創造ゾーン（西エリア）と交流ゾーン（東エリア）にゾーニング
- 中央緑道を、特色の異なる社のスポット、アートのスポット、音のスポット、出逢いのスポットとして位置づけて整備

## 【定禅寺通再整備のイメージ】



車線削減により拡大された滞在空間で、出店やパフォーマンスなど多彩な活動が行われ、  
多様な人々がケヤキ並木のもと時間を過ごし、楽しむなど、日常的な賑わいが創出

「定禅寺通シンボルロード整備事業（平成11年度～平成13年度）」の考え方を継承し、本市のシンボルであるケヤキ並木を保全しながら、地域が策定した基本構想における考え方も踏まえて再整備の方向性をとりまとめた

### エリア全体の方向性

- 定禅寺通のゾーン特性を生かしつつ、ケヤキを中心とした統一感あるシンボルロードとしての整備
- 勾当台公園から西公園、広瀬川へと、人々の憩いとなる公共空間の連続性の創出



歩行者が安全・快適に通行・滞在でき、豊かな時間を過ごすことができる「ひと中心の空間」への転換

利活用しやすい広い空間・設備が整った、多様なアクティビティが生まれる環境づくり

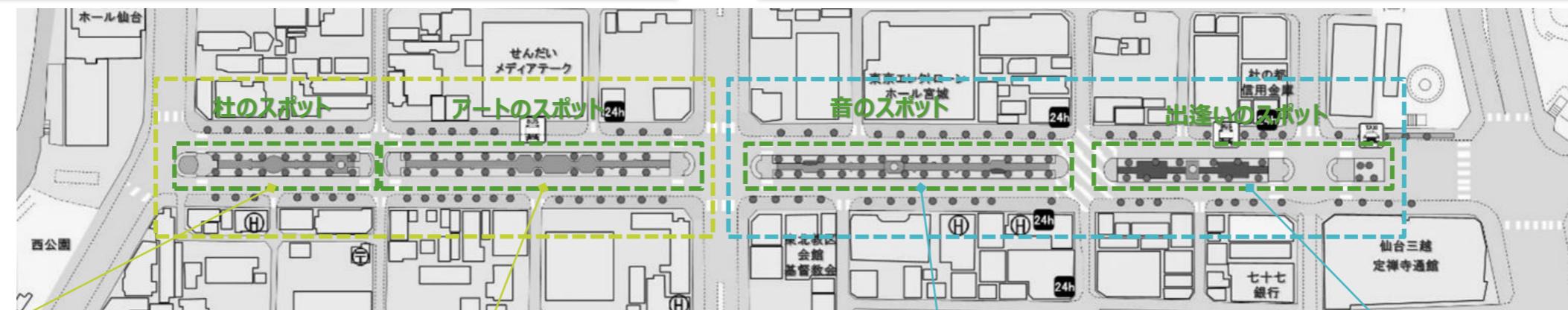
各ゾーンの  
方向性

### 創造ゾーン（西エリア）

- メディアパークや杜を中心に文化芸術とふれあいながら新しい文化を育む地区として落ち着きある雰囲気づくりをするゾーン
- ✓ 若手アーティストの活動等に触れる機会や、子育て世帯を中心とした地域コミュニティの形成をきっかけとし、日常的な賑わいが生まれ、多様な人々が憩えるまち

### 交流ゾーン（東エリア）

- 定禅寺通全体の中でも特に多くの人々の集散の場となっていることから今後も人々の交流が盛んな地区として賑わいがあり明るい雰囲気づくりをするゾーン
- ✓ 一番町や国分町とのつながりを意識した地域等の活動への周辺ワーカーの来訪をきっかけとして、多様な人々の交流があふれるまち



#### 杜のスポット（西端ブロック）

- 杜の象徴青葉山や広瀬川、西公園等の自然環境への導入口となる静的な憩いの拠点
- 静かな緑地空間での休憩・散策が楽しめる拠点
- 日常的な交流を創出する空間づくり

#### アートのスポット（西中央ブロック）

- メディアパークと連帯感のあるアート感覚あふれる拠点
- アートを中心とした活動を実施・体験できるまとまりのある空間

#### 音のスポット（東中央ブロック）

- ステージの拡大により多様な音楽活動等が行える拠点

#### 出逢いのスポット（東端ブロック）

- 勾当台公園や東一番丁通から人を迎える待ち合わせ等集いの拠点
- インフォメーションや人の交流、小規模イベント等が行える賑わいある様々な出逢いの拠点
- マルシェ等が日常的に開かれる広い空間
- 多様なパフォーマンスが楽しめる空間

### 全スポット（共通）

・空間活用のための給排水、電源設備の設置 ・ケヤキの生育環境への配慮

各スポットの  
特色・役割

利用シーン（想定）

#### 杜のスポット



#### アートのスポット



#### 音のスポット



#### 出逢いのスポット



※「シンボルロード整備の考え方」をベースに、下線部が本方針において追加・修正をした項目

## 【交通機能】

## 〈自動車〉

## ■車線構成

- 片側1車線削減を基本とし、一部区間（西行き・立町エリア）で片側2車線削減を実施

## ■乗り入れ

- 沿道駐車場等への出入りのため、現状で乗り入れ構造となっている箇所については、原則、現状の位置及び形状で設置

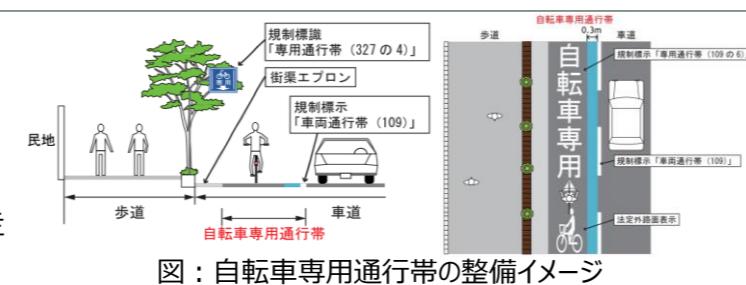
## ■バス・タクシー・停車・荷捌き

- 自転車専用通行帯を含む車線上に駐停車が行われないよう、自転車専用通行帯の左側にバスベイやタクシー乗場、停車・荷捌きスペースを設置
- 「停車・荷捌きスペース」は、停車のほか、沿道の経済活動に不可欠な貨物集配時の駐車にも利用可能
- タクシー「国分町3way」方式は、現行のルート・運用で継続

## 〈自転車〉

## ■自転車通行空間

- 車線数を削減した空間に自転車専用通行帯（自転車レーン）を設け、車道上に自転車の通行空間を確保
- 「普通自転車歩道通行可」の規制を当面継続し、交通ルールの周知・マナー啓発を行ながら、自転車の車道走行を促進



図：自転車専用通行帯の整備イメージ

## 〈歩行者〉

## ■歩道の通行空間

- 車線数削減により、歩道を拡幅。通行空間として幅員3.5m以上確保し、視覚障害者誘導用ブロックを設置。

## ■歩車道境界

- 1車線化区間はセミフラット構造を基本とし、バス停部はマウントアップ構造で整備
- 2車線化区間は、イベント時等におけるフレキシブルな活用を可能とするため、フラット構造とし、車両進入防止対策として防護柵等を設置

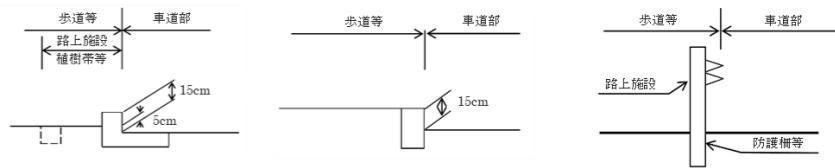


図 歩車道境界の一般的な構造

(左：セミフラット、中央：マウントアップ、右：フラット)

## ■横断歩道

- 東一番丁通との交差点において、交差点をスクランブル化※

- 木町通本材木町通線（北材木町通り・本材木町通り）との交差点において、中央緑道を結ぶ横断歩道を設置※  
※信号機の設置時期等を交通管理者と調整したうえで交差点形状を変更

## ■緑道へのアクセス

- 定禅寺通の通行止め（歩行者天国等）を伴うイベント等における活用を想定し、中央緑道の一般部（中間地点付近）に歩行者の出入口を設置（平常時は、柵等により出入りを防止）

## 【空間機能】

## 〈環境空間機能〉

## ■街路樹（ケヤキ）

- ケヤキは現位置に保存することとし、根の分布状況等の調査（試掘調査）を行ったうえで、踏圧防止策や歩道拡幅部の土壌改良、灌水機能の整備など生育環境に配慮した整備を実施

## ■低木・地被類の植栽

- 中央緑道の植栽帯には低木や地被類の植栽を行うこととし、景観の向上を念頭に樹種等を選定。（ただし、歩道も含め、ケヤキの根際への植栽は避ける）

## ■舗装デザイン

- 歩道の舗装は、シンボルロードとしての景観を維持しつつ、ケヤキや周辺の建造物に馴染む色彩とするため、暖かみのあるベージュ系とし、素材は天然石など上質感のある材料を使用し、視覚障害者誘導用ブロックは黄色以外を採用
- 細街路との交差部（巻き込み部）における舗装は、歩道部との一体性を高め、歩行者空間の連続性を確保するため、歩道部の舗装と統一性のあるデザインを採用
- 中央緑道は、歩行や滞在の快適性向上のため、路面の舗装やウッドデッキを整備（管理車両の通行や透水性に配慮）

## ■照明

- 道路照明灯及び街路灯は、既存の設備を活用し、再塗装及びLED化
- 通行者の安心感を向上させ、歩きたくなるような空間とするため、歩道のツリーサークルベンチ等に照明を設置
- 中央緑道では、既存のフットライト・アプローチライトは活用しつつ、緑道の出入り口等にケヤキを照らす照明等を整備
- 中央緑道のベンチ周りなどの滞在空間等にも部分的に照明を設置

## 〈収容空間機能〉

## ■バス停上屋

- 良好な景観形成を図るため、既存のバス停上屋（「定禅寺通市役所前」バス停）をリニューアル。上屋のデザインは、安全性や周辺のまちなみ配慮し、広告付き上屋とせず、シンプルな形状かつ周辺と調和する色彩を採用

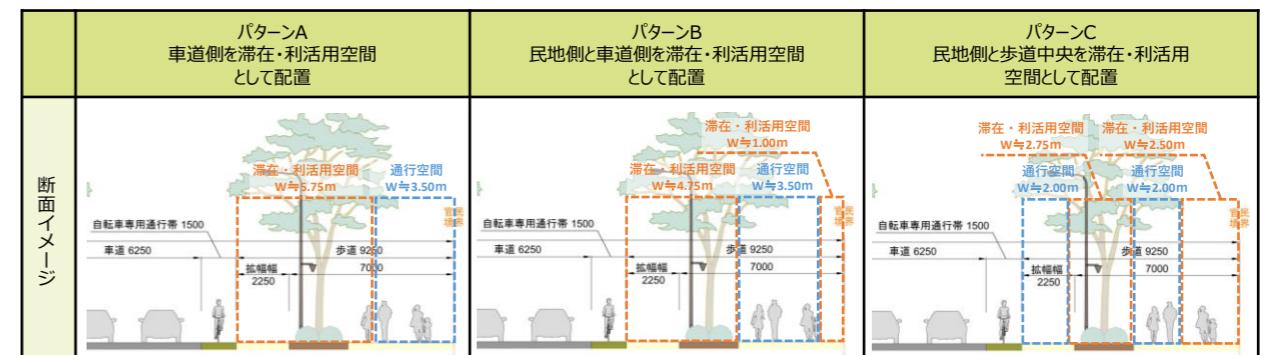
## ■ライフル

- 歩道上に設置されている電力供給施設の地上機器は、通行の支障とならないため移設は行わない

## 〈滞在活動機能〉

## ■歩道内の滞在・利活用空間の配置

- 必要な通行空間（幅員3.5m以上）を確保したうえで、歩道内に滞在や利活用可能な空間を配置
- 建物側に必要な通行空間を確保し、車道側を滞在・利活用空間とする配置（パターンA）が基本
- 沿道に利活用のニーズがあり、かつ、連続的な通行空間が確保できる場合は、建物側にも滞在・利活用空間の配置するパターンBやパターンCを採用



図：滞在・利活用空間の配置パターン

## ■中央緑道内の滞在・利活用空間の配置

- 植栽スペースの見直しを行い、滞在空間を拡張するが、ケヤキの根の調査を行い、ケヤキの生育環境への影響を考慮して整備方法や整備範囲を決定

## ■滞在用設備（ベンチ等）

- 歩道のツリーサークルはベンチを取付けできる構造を採用
- 中央緑道の各スポットの特徴等を踏まえ、ベンチの形状や配置を見直し



図：ツリーサークルベンチ（イメージ）

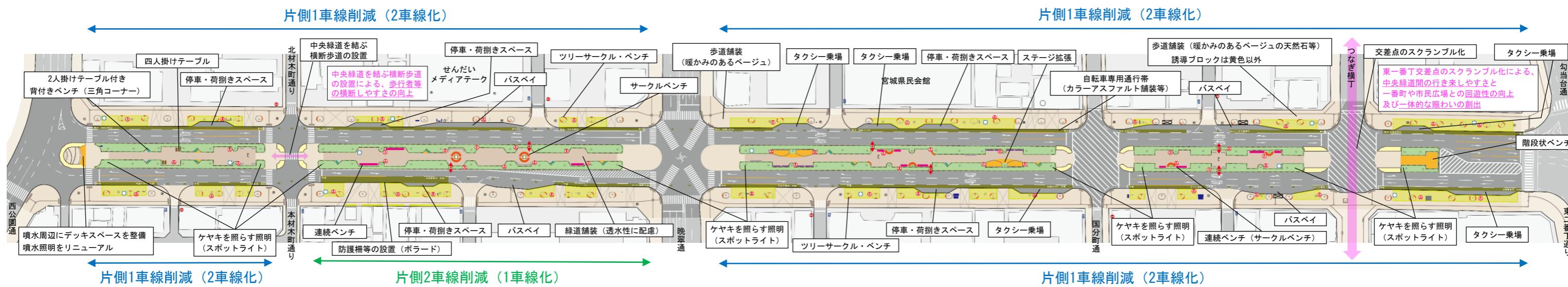
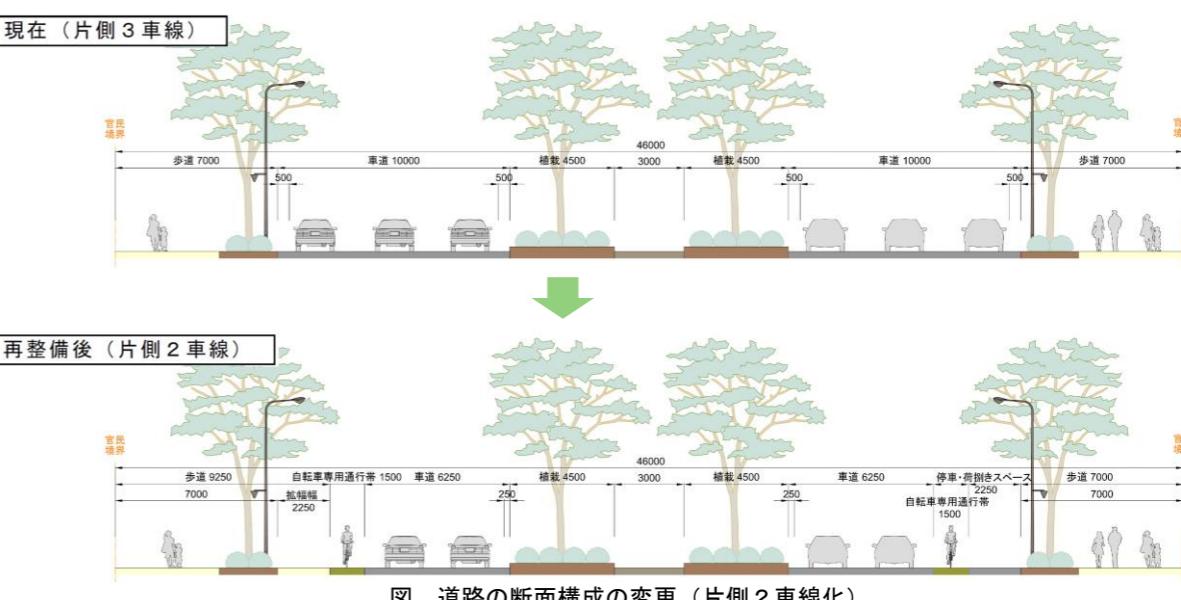
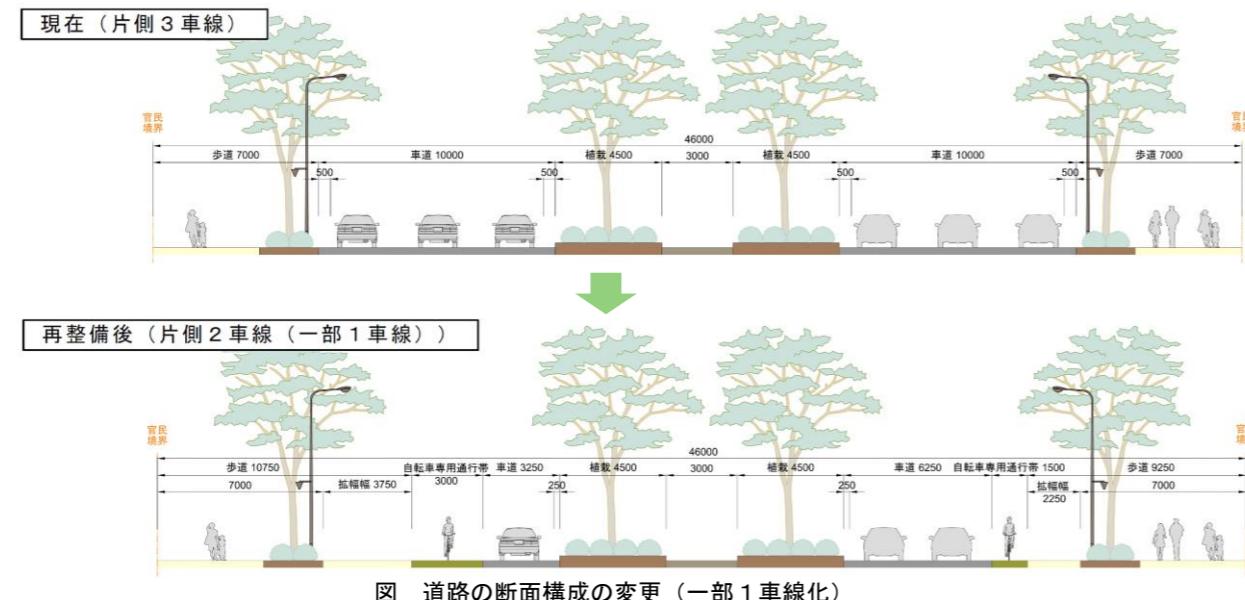
## ■4) 利活用設備（イベント用電源・給排水設備等）

- 道路空間等を利用してやすくするため、イベント用電源や給排水設備を設置（既存施設の見直しを含む）

## 【再整備計画図】

(4/4)

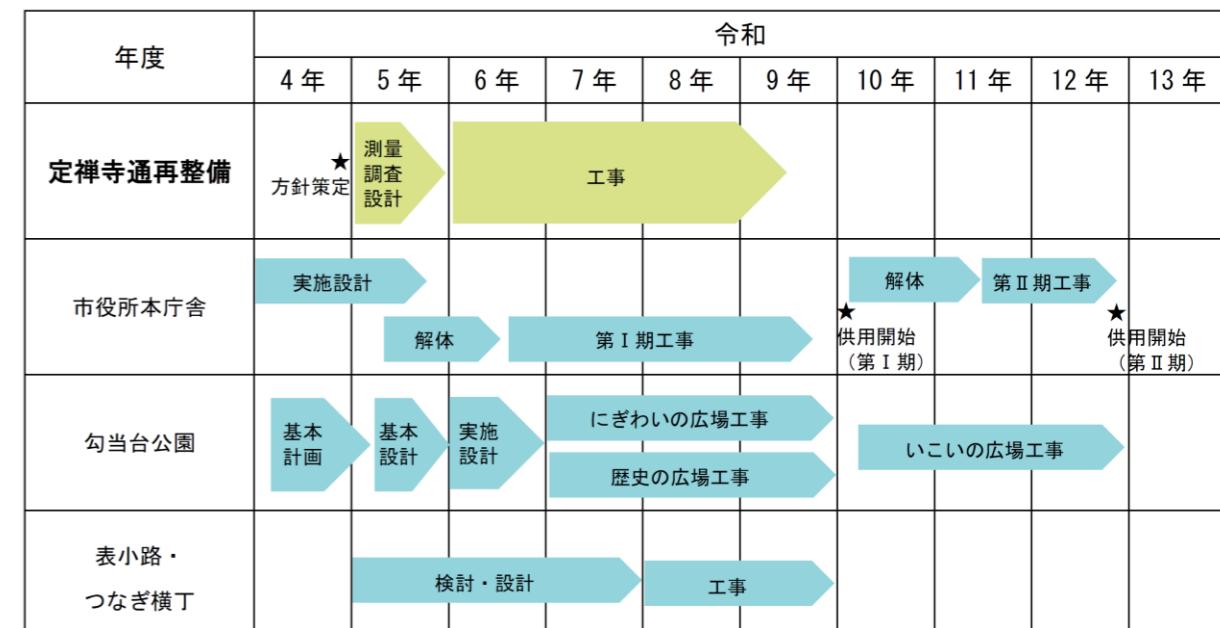
凡例
活用可能エリア
乗入れ
地上器
電源
給水栓
テーブル
背付きベンチ（テーブル付）
背なしベンチ
連続ベンチ（テーブル一体型）
サークルベンチ
寄りかかりベンチ
既存ベンチ
階段状ベンチ
噴水周り、通路切込みデッキ
ステージ
花壇
ツリーサークル
バス停上屋
立ち入り防止柵
出入口



多様な利活用を想定したテーブル、ベンチ等



## 【再整備のスケジュール(予定)】※



※今後の調査結果や関連事業との調整等により、変更となる場合がある